

令和 7 年度

県農林水産部と南部市町村との行政懇談会

要望事項に対する措置方針

令和 7 年 7 月 14 日(月)
沖縄県農林水産部

目次

No	要望事項	【回答課】	頁
1	「ゆがふ製糖株式会社分蜜糖工場」建て替え事業に係る 市町村負担金に対する支援について【新規】(共通)(糸満市・八重瀬町) -----	【糖業農産課】 -----	1
2	サトウキビ収穫機械(ハーベスタ)の早期購入について【新規】(共通)(南大東村・北大東村) -----	【糖業農産課】 -----	2
3	泊漁港の整備について【新規】(那覇市)-----	【漁港漁場課】 -----	3
4	外国人技能実習生に対する特定2号技能受験の支援について【継続】(糸満市) -----	【営農支援課】 -----	4
5	海岸保全施設整備事業(真栄里海岸)の早期整備要望について【継続】(糸満市)-----	【村づくり計画課】 -----	5
6	糸満漁港の整備について【継続】(糸満市) -----	【漁港漁場課】 -----	6
7	赤土等流出防止対策について【新規】(糸満市)-----	【営農支援課】 -----	7
8	県営かんがい排水事業の早期供用開始について【継続】(南城市)-----	【農地農村整備課】 -----	8
9	県営海岸保全施設整備事業の早期事業化について【継続】(南城市)-----	【村づくり計画課】 -----	9
10	畜産農家への支援について【新規】(南風原町)-----	【畜産課】 -----	10
11	団体営基盤整備促進事業「八重瀬第3地区」の採択について【新規】(八重瀬町)-----	【村づくり計画課】 -----	11
12	セグロウリミバエ等の防疫対策の強化について【新規】(八重瀬町) -----	【営農支援課】 -----	12

13	農業用水の確保について【継続】(八重瀬町)-----	【村づくり計画課】-----	13
14	猪の掘り起こしによる被害調査及び対策について【継続】(渡嘉敷村)-----	【営農支援課】-----	14
15	阿嘉漁港内にある廃車の所有者に対しての撤去指導について【継続】(座間味村)-----	【漁港漁場課】-----	15
16	粟国漁港及び粟国港内にある廃船の処理費用の補助について【新規】(粟国村)-----	【漁港漁場課】-----	16
17	渡名喜漁港内にある廃船等の処理に係る撤去費用の補助について【継続】(渡名喜村)-----	【漁港漁場課】-----	17
18	海洋深層水大規模取水設備等の新設実現について【継続】(久米島町)-----	【農林水産総務課】-----	18
19	久米島町管理漁港及び県管理漁港内(フィッシャリーナ含む)にある廃船等の撤去処理に係る 対策の支援について【継続】(久米島町)-----	【漁港漁場課】-----	19
20	畑地かんがい施設の再整備について【継続】(久米島町)-----	【村づくり計画課】-----	20
21	タイ原池の整備について【継続】(久米島町)-----	【村づくり計画課】-----	21
22	水源地(池)の保全について【継続】(南大東村)-----	【村づくり計画課】-----	22
23	病虫害防除について【継続】(南大東村)-----	【営農支援課、糖業農産課】-----	23
24	貯水池間のパイプライン整備について【継続】(北大東村)-----	【村づくり計画課】-----	25

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:糖業農産課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 1</p> <p>「ゆがふ製糖株式会社分蜜糖工場」建て替え事業に係る市町村負担金に対する支援について (共通) 糸満市 八重瀬町 【新規】</p>	<p>「ゆがふ製糖株式会社分蜜糖工場」建て替え事業に伴う市町村負担金に係る新たな支援策の創出について、国に対して要請していただきたい。</p> <p>また、費用負担の在り方についても再検討していただきたい。</p>	<p>沖縄本島内のサトウキビ生産における唯一の出荷先である「ゆがふ製糖工場」の老朽化が著しく、早期の建替が必要となっているが、建替えには多額の予算が必要で、本島内の全市町村に負担金の支出を求めることになっており、一部の市町においては、5億円程の負担が生じると試算されている。</p> <p>負担金に対する補助金等は無く、単独予算で対応する計画となっており、市町村においては、財政的に厳しい状況にある。</p> <p>本島内のサトウキビ生産は、後継者不足の問題や経済活動の多様化などの影響を受け、減少傾向にあるものの沖縄経済を長年に支えてきた重要な作物であり、農業振興のみならず国土の保全等に寄与する重要な作物である。</p> <p>本事業は民間事業者が実施するものではあるが、公益性の高い事業と考えており、負担金に対する財政的な支援策（特例的に地方債の適用など）の創出について、国に対して要請していただきたい。</p> <p>また、サトウキビは沖縄の原風景として広く定着しており、観光客のみならず県民の心を癒すなどの景観的機能も有していると考えており、負担金の算出に当たっては、出荷量だけではなく、サトウキビが持つ複合的な効果面なども含めて検討していただきたい。</p>	<p>沖縄本島唯一の製糖工場である「ゆがふ製糖工場」の整備は、公益性の高い事業であり、県と市町村が連携して取り組むことが不可欠であると考えております。</p> <p>一方、農林水産省の事業を活用した同工場の整備計画については、国庫補助残が大きいことから、国に対し、市町村の財政負担の軽減が図られるよう、要望してまいります。</p> <p>また、各市町村の負担額については、様々な意見が寄せられていますので、引き続き、各市町村と意見交換を行い、費用負担の在り方について、検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:糖業農産課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 2</p> <p style="text-align: center;">サトウキビ収穫機械（ハーベスタ）の早期導入について （共通）</p> <p>南大東村 北大東村</p> <p>【新規】</p>	<p>サトウキビ収穫機械（ハーベスタ）の早期導入のため、国予算の確保及び要望に応じた採択数の拡大について国へ要望していただきたい。</p>	<p>南北大東両村においては、機械化農業が進み、沖縄県の基幹作物であり島の基幹産業であるサトウキビの収穫においても、全ての収穫をハーベスタで行っているが、現在、JA、農業生産法人等が保有しているハーベスタの経年劣化が著しく、未だ修繕を重ねながら30年近く経過したハーベスタも存在し、安全・安心な収穫が懸念されているところである。</p> <p>そのため、JA、農業生産法人等が事業主体となり、国の直接採択事業へ応募申請しているが、採択に至らない現状があり、機能向上事業を活用し、収穫機械の性能維持に努めているが、型式の古い機械については、部品の製造中止等もあり、収穫能力を維持出来ない状況が見込まれ、サトウキビ生産に多大な影響を与えかねない状況にある。</p> <p>早期導入が可能となるようハーベスタ導入の予算確保並びに要望に応じた採択数の拡大について国へ要望する必要がある。</p>	<p>県では、国の「さとうきび農業機械等導入支援事業」に採択された計画に対して上乘せ補助を行うなど、ハーベスタ等の高性能農業機械の導入支援を行っております。</p> <p>近年は、農家の高齢化等によりハーベスタ等収穫機械での収穫率が年々高く推移している一方、過去に導入したハーベスタの老朽化等から、ハーベスタ導入の要望が高い状況にあると認識しております。</p> <p>そのため、機械導入にあたっては、各地域で作成した「機械導入方針」に基づき、計画的に導入を行うこととしております。</p> <p>県としましては、今後も早期導入が可能となるよう、ハーベスタ導入の予算確保並びに要望に応じた採択数の拡大について、引き続き国へ要望してまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:漁港漁場課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望の理由	措置方針
<p>No. 3</p> <p>泊漁港の整備について (那覇市)</p> <p>【新規】</p>	<p>泊漁港の耐震化工事及び放置艇撤去の推進による漁港機能の強化につなげていただきたい。</p>	<p>泊漁港については、令和6年度に本市において「泊漁港将来像構想」を策定し、本構想において設置予定の岸壁周辺施設の工事着手は、岸壁の耐震工事を先行させ、早期に進める必要がある。</p> <p>また、漁港内敷地の有効活用の為、現在課題となっている放置艇についても、県の計画に基づいた年次的な対応を図る必要がある。</p>	<p>「泊漁港将来像構想」については、県も検討会に参画して策定されたところであり、その実現に向けては、関係者の要望等を踏まえながら互いに連携協力を図ることが重要であると認識しております。</p> <p>耐震化や老朽化対策工事が必要な県管理の漁港施設については、事業計画策定に向けて取り組んでまいります。</p> <p>また、泊漁港の放置艇については、同漁港の適正な維持、保全及び運営を図る観点から、「泊漁港放置艇対策5か年計画（令和4年度から令和8年度まで）」を策定して対策に取り組んでいるところです。</p> <p>県としましては、引き続き所有者に対して自主撤去を指導するなど、関係団体等と連携して対策を進めてまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:営農支援課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 4</p> <p>外国人技能実習生に対する特定2号技能受験の支援について (糸満市)</p> <p>【継続】</p>	<p>農業の多様な担い手育成のため、外国人技能実習生に対する特定技能試験受験への支援に取り組んでいただきたい。</p>	<p>本県の農業就業人口は、高齢化及び担い手不足により減少しており、外国人技能実習生の受け入れを含め、多様な担い手の育成が必要である。</p> <p>令和5年から外国人労働者の在留資格に係る特定2号技能試験が実施されているが、関係機関によると、試験対策のノウハウや情報が少なく、受験を希望する外国人にとってハードルが高くなっている。</p> <p>雇用及び定着促進を図るためにも、受験に向けた試験の傾向と対策等の支援が必要である。</p>	<p>外国人材の活用については、国において新たに外国人材育成と確保を目的とした「育成就労制度」の創設等を盛り込んだ、法律の改正が令和6年6月に公布され、公布から3年以内に育成就労制度が創設されることとなっています。</p> <p>県としては、新たな育成就労制度の内容を注視するとともに、関係団体等との情報交換を行い、どのような支援が必要か検討してまいります。</p> <p>また、現在の制度の元で実施されている、特定2号技能試験の支援につきましては、国が実施している外国人材受入総合支援事業により、学習用E-ラーニングや外国人材の各種言語に対応したLINEチャット等を行っているところです。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:村づくり計画課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 5</p> <p style="text-align: center;">海岸保全施設整備事業(真栄里海岸)の早期整備要望について</p> <p style="text-align: center;">(糸満市)</p> <p style="text-align: center;">【継続】</p>	<p>当該事業は、海岸法に基づく海岸保全基本方針の変更で保留となっているが、事業採択に向け早急な対応を図っていただきたい。</p>	<p>当護岸は整備後50年以上経過し、老朽化による機能低下が顕著である。当該海岸の整備については、動植物の生態系を考慮した護岸整備が令和2年度に示され、国の方針や設計指針の見直しが令和4年度までに行われたと認識している。</p> <p>当海岸は、県内でも自然ビーチとして有名な北名城ビーチに位置し、且つ隣接の南側に令和4年7月に琉球ホテル&リゾート名城ビーチが開業したことによって、今後、地元住民はもとより、観光客等の海岸利用者が増え、更なる周辺の混雑化も予想される。</p> <p>当海岸の整備にあたっては、隣接する北名城土地改良地区の湛水解消を意図した末端排水の整備と併せて、沿線で実施中の県道「平和の道線」整備による事業効果は、本市の農産業及び観光産業の振興へ大きく寄与するものと期待されており、早期に整備する必要がある。</p>	<p>糸満市真栄里海岸については、国の気候変動の影響による設計潮位などの方針を踏まえ、県による基準見直しを実施中であることから、その見直しを踏まえた着手時期を検討しているところであります。</p> <p>老朽化対策にあたっては、自然環境や地域住民の海浜利用に配慮した沖縄らしい海岸整備を予定しており、また海岸保全区域における末端排水についても併せて改修することとしております。</p> <p>県としましては、海岸保全施設の老朽化対策および北名城地域の湛水解消のため、糸満市と連携して取り組んでまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:漁港漁場課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 6</p> <p>糸満漁港の整備について (糸満市)</p> <p>【継続】</p>	<p>糸満漁港内(北地区・中地区・南地区)にある放置艇や廃船の対処及び船揚場周辺の浚渫整備に引き続き取り組んでいただきたい。</p>	<p>糸満漁港北地区のイマイユ市場が令和4年10月に開設され、県内外から多くの漁船が訪れる漁港となっている。</p> <p>しかしながら、糸満漁港内にある放置船や廃船があることにより、今後の漁業活動に影響を危惧しており、放置船等に対して、適切な処置等や撤去に向けた早急な対処と西崎ドック場南側に整備予定の船上げ場周辺において、干潮時になると浅瀬となるため船舶の航行に支障をきたす恐れがあるため浚渫工事を実施していただきたい。</p>	<p>放置艇の処理は所有者等による自主撤去が原則であることから、県としては、所有者等を探索し、特定した上で、早期の移動、撤去等を指導していきます。</p> <p>具体的な処理の進め方については、糸満漁業協同組合、糸満市等関係機関で構成する放置艇等処理方針協議会で協議し、最優先で取り組むこととした放置艇から重点的に処理していくことで、放置艇処理の促進につなげていきたいと考えています。</p> <p>また、船揚場周辺の浅瀬がある水域については、県が管理する漁港施設の外にあること、また、当該水域は民間造船会社の営利事業の用に供する水域であることから公共性は低いと考えており、補助事業の活用が難しいと考えております。</p> <p>なお、どういった事業をどこが事業主体となって実施するのかなどについて、糸満市や糸満漁協とも連携しながら検討してまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:営農支援課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 7</p> <p style="text-align: center;">赤土等流出防止対策について (糸満市)</p> <p style="text-align: center;">【新規】</p>	<p>補助事業の予算の拡充をしていただきたい。</p>	<p>糸満市の総面積については市域 4,663ha となっており、農業振興地域は 3,819ha と広範囲にわたり市域の大半を占め、そのうち約 1,900ha が農用地区域となっている。また、本市に面する海域は、水産業や観光業等の貴重な財産となっていることから、赤土等流出防止対策として、現在、沖縄県の赤土等流出防止営農対策促進事業や多面的機能支払交付金の補助事業を活用し、海域環境への被害軽減に努めているところである。</p> <p>しかしながら、現状では、限られた予算の中で、広大な農地の保全対策に苦慮している状況であり、補助事業の予算の拡充をしていただきたい。</p>	<p>【営農支援課】</p> <p>農地からの赤土等流出防止対策については、土木的対策、営農的対策があり、その両面から総合的に取り組む必要があります。</p> <p>営農的対策としては、一括交付金による「赤土等流出防止営農対策促進事業」により、重点監視地域を中心として、農業環境コーディネーターを育成し、地域農家に対する緑肥作物の栽培、グリーンベルトの設置、心土破碎などの普及を図っております。</p> <p>引き続き、糸満市と連携して対策に取り組むとともに、必要な予算確保に努めてまいります。</p> <p>【村づくり計画課】</p> <p>地域共同による農地・水路、農道等の保全管理活動を支援する多面的機能支払交付金事業は、県としても重要な取組であると認識しております。</p> <p>また、防災上の観点から緊急性の高い沈砂池の浚渫については、緊急浚渫推進事業債の活用が可能となっております。</p> <p>県としましては、農地等の維持管理が適切に行えるよう、引き続き予算措置に努めてまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:農地農村整備課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 8</p> <p>県営かんがい排水事業の早期供用開始について (南城市)</p> <p>【継続】</p>	<p>雄樋川地区、吉富地区及び中山・志堅原地区の整備事業を早急に完成していただきたい。</p>	<p>雄樋川地区(1・2期地区併せ予定事業工期、平成17年度から令和8年度:事業期間22年)吉富地区(予定事業工期、平成20年度から令和9年度:事業工期20年)中山・志堅原地区(予定事業工期、平成26年度から令和9年度:事業工期14年)について、事業着手から完了予定まで20年以上要する地区もあり、施設整備が遅れているため、営農活動に支障をきたし、受益者から安定した農業用水の確保が熱望されていることから、必要な予算措置を行っていただき、施設の早期完成に向けて取り組んでいただきたい。</p>	<p>県においては、沖縄振興公共投資交付金を活用し、南城市のかんがい施設の整備に取り組んでおります。</p> <p>事業が長期化している南城市関連県営事業(雄樋川2期地区、吉富地区、中山・志堅原地区)については、令和7年度当初予算において5億5千万円を措置しており、令和8年度予算についても、所要額確保に努めてまいります。</p> <p>県としましては、引き続き、関係機関との連携や地元合意形成を図りながら、畑地かんがい施設の早期供用開始に向け取り組んでまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:村づくり計画課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 9</p> <p style="text-align: center;">県営海岸保全施設整備事業の早期事業化について</p> <p style="text-align: center;">(南城市)</p> <p style="text-align: center;">【継続】</p>	<p>県営海岸保全施設における老朽化護岸等を整備していただきたい。</p>	<p>佐敷海岸保全区域において、佐敷字兼久から富祖崎に位置する海岸線は、昭和52年8月4日に海岸保全区域に指定されているが、浜崎川から富祖崎間は全体的に老朽化が進み、一部で石積の崩落や天端の沈下・陥没が見られる等、護岸自体の強度や機能の低下が起きている。</p> <p>令和5年度に発生した台風では護岸が崩壊し、裏込め材等が背後の農道に流出する被害が生じた。また、砂州や築島は、終戦後の米軍による浚渫土砂投棄で生じたものであり、その後の沿岸部への移動・放置による海域の陸化により、マングローブの繁茂(ゴミ・漂着物滞留)を招き、排水口が閉塞し大雨時には背後の農地や集落において冠水被害が発生し危険な状態であり、さらに、希少生物等の生息地となっているため、環境、生態系及び親水性等に配慮した護岸の整備、排水路の閉塞対策(導流提等)を早急に行う必要がある。</p> <p>知念海岸保全区域においては、知念字知念から久手堅に位置する重力式護岸は昭和47年から昭和50年にかけて整備され、47年余が経過していることから、高潮、波浪等により保全区域の護岸自体の機能低下が懸念され、護岸の改修及び排水路の閉塞対策(導流提等)を早急に行う必要がある。</p>	<p>佐敷海岸保全区域及び知念海岸保全区域における護岸の老朽化対策については、国の気候変動の影響による設計潮位などの方針を踏まえ、県による基準見直しを実施中であることから、その見直しを踏まえた着手時期を検討しているところであります。</p> <p>また同地域の冠水被害については、緊急自然災害防止対策事業債等を活用した被害解消に向けた対策等について、南城市等の関係機関と連携して取り組んでまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:畜産課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 10</p> <p>畜産農家への支援 について (南風原町)</p> <p>【新規】</p>	<p>畜産農家への支援を強化・拡充していただきました。</p>	<p>畜産農家においては、飼料価格の高止まりや特に肉用牛繁殖農家については、子牛の販売価格の下落等、厳しい経営となっている。</p> <p>畜産農家の事業継続が図られるよう、支援を強化・拡充する必要がある。</p>	<p>県では、畜産農家の経営安定を図るため、令和4年度から6年度まで飼料価格高騰や肉用子牛価格安定対策等として、55億8千万円を予算措置し、令和7年度当初予算においても継続的な支援として27億1千万円を予算措置したところです。</p> <p>また、国は、令和7年度に緊急特別対策として、肉用子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合、沖縄県全域を対象に従来の奨励金に上乗せする形で奨励金を交付するなど、畜産農家に対する支援を強化しております。</p> <p>引き続き、畜産農家の経営安定に取り組んでまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:村づくり計画課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 11</p> <p style="text-align: center;">団体営基盤整備促進事業「八重瀬第3地区」の採択について (八重瀬町)</p> <p style="text-align: center;">【新規】</p>	<p>団体営基盤整備促進事業「八重瀬第3地区」については、これまでの経緯等では、これまでの経緯等を踏まえ、早期の採択に向けて配慮していただきたい。</p>	<p>当該事業は、平成20年度頃から計画された事業であり、計画当初は県営水質保全対策事業で実施する旨で農家説明会も行われていたが、令和6年度において、県営事業ではなく団体営事業で取り組んで行く方針に変更することを決定したところである。</p> <p>事業主体が町となる方針が決まったことを受け、町としては農家代表に対して説明を行ったところであるが、戸別の同意取りに協力してきたことや長い期間待たされ続けた上、県営事業での採択が難しい状況にあることへの不満はあるものの、県営でも町営でも良いので早く整備してほしいとの声が大きく、町としても早期に採択できるよう県と連携して進めて行く旨を説明したところである。</p> <p>事業の計画に当たっては、長い年月を要し、事業主体についても2転3転した経緯もあることから、団体営事業として早期に採択できるよう配慮していただきたい。</p>	<p>八重瀬町第3地区は、令和8年度新規地区としての事業化を目指し、ヒアリングを行い精度の向上を図ってきたところです。</p> <p>県としましては、引き続き、八重瀬町と連携して、令和8年度の採択に向けた取組を推進してまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:営農支援課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 12</p> <p style="text-align: center;">セグロウリミバエ等の防疫対策の強化について</p> <p style="text-align: center;">(八重瀬町)</p> <p>【新規】</p>	<p>セグロウリミバエ等有害動植物の防疫対策及び移動制限措置対策について、これまで以上に強化していただきたい。</p>	<p>昨年3月に沖縄本島内においてセグロウリミバエ確認されて以降、中北部地域を中心に継続的に確認されている。現時点では、対象作物を本島外への移動を可能とする措置が講じられているが、台風等の影響を受け、発生域が県内全域に広がり蔓延状態に至ってしまい、移動制限措置が強化されるような事態にならないか危惧している。</p> <p>現在、国県においては、北部地域を中心に防除対策を強化しているが、今後とも不妊虫放飼やテックス板増設等に必要な予算を確保の上、沖縄本島全域における防除対策を早急に強化していただきたい。</p> <p>また、県内流通用として検査合格ラベルを貼らずに出荷した場合、市場でのセリ価格が暴落しており、現状として、県内・県外を区別せず、対象作物の全てに検査合格ラベルを貼って出荷されている。農家からの声としては、合格ラベルを貼る作業負担や緊急事態である中における市場側の対応に対する不満の声が数多く寄せられている。</p> <p>物価高騰の影響など農業経営を取り巻く状況が厳しさを増す中において、セグロウリミバエ対策は喫緊の課題であり、農産物の流通が安定的かつ適正になされるよう、改めて関係機関に対して指導・助言等を図っていただきたい。</p>	<p>【営農支援課】</p> <p>昨年の本種の発生確認以降、県では、国や市町村等関係機関と連携し、寄主植物の除去や、薬剤散布、約12万枚の誘殺板を設置する等の防除を実施しております。</p> <p>本年6月19日からは週3万頭規模で不妊虫放飼を開始しており、今後は週2千4百万頭規模のヘリコプターによる航空放飼を目指して、さらなる不妊虫の生産数増加に向けた取組を加速化しているところです。</p> <p>緊急防除の実施により、生産農家においては、当害虫の侵入を防ぐための梱包や、合格証の貼付作業等の負担が生じていると認識しており、県では、農家等からの要望を受け、これまでに梱包の方法等、簡素化できる部分については、国と調整を行い、改善を図っております。</p> <p>また、本島外向け出荷に混乱が生じないよう、市場関係者やJA、県関係機関によるワーキングチームを立ち上げ、定期的に情報共有を図っているところです。</p> <p>引き続き、関係機関等と連携し、緊急防除の早期解除に向けて防除対策の徹底に努めてまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:村づくり計画課)

要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 13</p> <p style="text-align: center;">農業用水の確保について</p> <p style="text-align: center;">(八重瀬町)</p> <p style="text-align: center;">【継続】</p>	<p>国営かんがい事業と連携した県営水利施設整備事業を推進していただきたい。</p>	<p>本町具志頭地域の土地改良整備地区農地の約 80%に国営地下ダム用水が供給されており、その内の約 90%の農地には県営畑地かんがい施設が整備され、地域の農業経営に欠かせない重要施設となっている。</p> <p>農業用水が安定的に供給されるようになった成果もあって、当該地域においては、収益性の高い施設栽培に取り組む担い手農家が増えており、特に「ぐしちゃんピーマン」については、令和6年1月に沖縄県で2例目となる地理的表示(GI)保護制度に基づく産品登録がなされ、地域ブランドとして定着し、生産量も増大している中、平成30年度の統計によると県内出荷量の約80%を占めるまでに至っている。</p> <p>一方、地下ダム用水が供給されていない地区においては、河川水を活用した畑かん施設整備事業が3地区に導入され、農家独自の水利利用組合が運営されているものの、それ以外の農家においては、町が整備した農道地下タンク用水や河川水を独自で汲み上げて農業用水に利用している状況にあり、水の確保が慢性的な課題となっている。</p> <p>農業用水が安定的に供給されることによって、担い手農家の育成及び優良農地の保全が図られ、町の基幹産業である地域農業の持続的な発展及び食料の安定供給の確保に資するものと考えていることから、沖縄県においては、未整備地区へのかんがい施設整備を国及び町と連携を図りながら推進していただきたい。</p>	<p>八重瀬町の農業用水が確保されていない地域におきましては、国において、国営沖縄本島南部地区の関連事業を含めた用水再編について、総合的な検討がされているところです。</p> <p>県としましては、引き続き八重瀬町の水源地開発について、関係機関と連携して取り組んでまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:営農支援課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 14</p> <p style="text-align: center;">猪の掘り起こしによる被害調査及び対策について (渡嘉敷村)</p> <p style="text-align: center;">【継続】</p>	<p>猪の掘り起こしによる被害調査及び対策の検討をしていただきたい。</p>	<p>渡嘉敷村及び座間味村の両村において、野生化した猪による農作物や希少な野生生物への被害が発生している。また、渡嘉敷村においては、猪の掘り起こしによる海への土砂流出や土砂災害などの環境被害も発生しており、両村の産業振興に著しい悪影響を及ぼしている。</p> <p>本来、慶良間諸島に猪は生息していないが、渡嘉敷村に家畜として持ち込まれた個体が逸脱して野生化し、現在では、隣の座間味島や阿嘉島、さらには座間味村の無人島でも生息が確認されており、今後更なる分布拡大が懸念される。</p> <p>両村では、猪対策として、沖縄県の「鳥獣被害防止総合対策推進交付金」を活用して、捕獲活動や侵入防止柵の整備を行っているが、特に侵入防止柵については、一定の効果が得られてはいるものの、農地に侵入しようとする猪によって柵が破壊されていることから、その修繕や取替に係る費用も交付対象経費として認めていただきたい。また、平成29年度から沖縄県が実施している「指定管理鳥獣捕獲等事業」についても根絶が確認されるまでの集中的な捕獲を目指した事業継続が必要である。</p>	<p>【営農支援課】</p> <p>渡嘉敷村及び座間味村における農作物等への鳥獣被害防止対策については、村協議会が主体となり、鳥獣被害防止総合対策事業により侵入防止柵の整備や捕獲用罠の導入等の総合的な対策を推進しているところであります。</p> <p>なお、侵入防止柵の維持管理については、令和5年度より国の鳥獣被害防止総合対策交付金の要綱が改正され、破損の原因となっているイノシシ等による防止柵の掘り起こし対策費用が対象経費となったほか、中山間地域等直接支払交付金等の活用も可能となっております。</p> <p>県としましては、引き続き、両村と連携し、農作物等への鳥獣被害防止対策を実施するとともに、維持管理等の課題について必要な助言を行うなど対応してまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:漁港漁場課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 15</p> <p>阿嘉漁港内にある廃車の所有者に対しての撤去指導について (座間味村)</p> <p>【継続】</p>	<p>阿嘉漁港内にある廃車の所有者に対して撤去の指導をしていただきたい。</p>	<p>本村には、第1種漁港（沖縄県）阿嘉漁港があり、平成26年から複数の廃車が放置されている。</p> <p>放置車両は、阿嘉港ターミナルに隣接しており、訪れた観光客や地域住民に不快な思いをいだかせており、国立公園としての景観も阻害されている状況にある。これまで所管である県南部農林土木事務所、顧問弁護士、那覇警察署とも連携を図り、所有者に対して電話や文書による撤去通知を行い告訴まで至り、また、所有者への直接撤去指導等を行っているが、一向に進展がない状況にある。</p> <p>については、県管理漁港でもあることから、早急に県において再度指導し撤去していただきたい。</p>	<p>阿嘉漁港の放置車両については、平成26年に所有者が阿嘉漁港区域内へ移動させ、放置された<u>ものです</u>。県及び村においては所有者に対し、再三の指導を行ってききましたが、未だに撤去されていない状況です。</p> <p>引き続き所有者に対し指導を継続し、進捗状況を確認しながら撤去に向けて村と連携して対応してまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:漁港漁場課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 16</p> <p>栗国漁港及び栗国港内にある廃船の処理費用の補助について (栗国村)</p> <p>【新規】</p>	<p>栗国漁港及び栗国港内にある廃船の処理費用を補助していただきたい。</p>	<p>栗国漁港及び栗国港内には、多くの廃船（使用不能船等）が放置され、漁港の利用や景観が阻害されている状況にある。</p> <p>所有者等に対して撤去の指導を行っているが、離島であることから撤去処理費用が高額であるため、処理が出来ない状況である。</p> <p>そのため、撤去に掛かる費用を補助する必要がある。</p>	<p>県管理栗国漁港の放置艇処理については、所有者が自ら撤去することが原則であることから、県では、所有者を確知しているものについては、その所有者に対し撤去を求めているところです。</p> <p>また、これまで南部圏域の県、市町村の漁港管理担当者及び関係機関等との会議を開催するなど、放置艇対策に関する情報提供や意見交換等を行ってきました。</p> <p>栗国漁港の放置艇処理については、国庫補助事業の活用も含め支援策の検討を進めてまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:漁港漁場課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 17</p> <p>渡名喜漁港内にある廃船等の撤去費用の補助について (渡名喜村)</p> <p>【継続】</p>	<p>渡名喜漁港内にある廃船等の撤去費を補助していただきたい。</p>	<p>渡名喜漁港内には、数多くの廃船（使用不能船等）が放置されており、漁港の利用や景観が阻害されている状況にあり、所有者に対して撤去の指導を継続しているが、離島であるがため、その撤去費用が高額で手をつけられないことから、県管理漁港についても撤去費用に係る補助が必要である。</p>	<p>県管理渡名喜漁港の放置艇処理については、所有者が自ら撤去することが原則であることから、県では、所有者を確知しているものについては、その所有者に対し撤去を求めているところです。</p> <p>また、これまで南部圏域の県、市町村の漁港管理担当者及び関係機関等との会議を開催するなど放置艇対策に関する情報提供や意見交換等を行ってきました。</p> <p>渡名喜漁港の放置艇処理については、国庫補助事業の活用を含め支援策の検討を進めてまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:農林水産総務課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 18</p> <p>海洋深層水大規模取水設備等の新設実現について (久米島町)</p> <p>【継続】</p>	<p>持続可能なブルーエコノミーの構築及び世界に誇れる島しょ型環境モデル地域形成のため、大規模取水設備整備実現に向けて連携を強化していただきたい。</p>	<p>深層水を利用する産業は、本町の主要産業となったばかりではなく、沖縄県の特産である車えびの県内全域への種苗供給や海ぶどうの安定生産により、県内の養殖産業や観光飲食産業に大きく貢献している。</p> <p>また、沖縄県が目指す海の恵み（海洋深層水）を利用した持続可能な社会経済開発である「ブルーエコノミー」の構築は、本県及び世界の島しょ地域を先導するモデル地域となり得ることから、海洋深層水を活用した農林水産業の振興を更に促進するため、海洋深層水の大規模取水施設整備に向けて連携を強化していただきたい。</p>	<p>県では、海洋深層水研究所において技術開発した研究成果の普及と、研究に供する予定のない深層水及び表層水を民間企業等へ譲渡しており、その結果、養殖業の振興や雇用の促進に寄与しているものと認識しております。</p> <p>引き続き、海洋深層水を活用した産業振興に資する試験研究を継続するとともに、久米島町が行う海洋温度差発電による地域のエネルギー自給と海洋深層水利用産業の振興を同時に実現する「久米島モデル」の実証に対し、関係部局と連携して技術的な助言等を行ってまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:漁港漁場課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 19</p> <p>久米島町管理漁港及び県管理漁港内(フィッシャリーナ含む)にある廃船等の撤去処理に係る対策の支援について (久米島町)</p> <p>【継続】</p>	<p>久米島町管理漁港及び県管理漁港内(フィッシャリーナ含む)にある廃船等の撤去処理に係る対策について支援していただきたい。</p>	<p>久米島町管理漁港及び県管理漁港内には、多数の廃船(使用不能船等)が放置され、漁港等の利用や景観が阻害されている。</p> <p>所有者等に対して撤去の指導を行っているが、離島であるため、その撤去処理費用が高額で処理できていない。また、全県的に抜本的な対策を講じる必要があるため、撤去処理対策について県の支援が必要である。</p>	<p>放置艇の処理については、所有者が自ら撤去することが原則であることから、所有者を確知しているものについては、漁港管理者がその所有者に対し撤去を求めているところです。</p> <p>県では、これまで南部圏域の市町村の漁港管理担当者や関係機関等と会議を開催するなど放置艇対策に関する情報提供や意見交換等を行ってきました。</p> <p>久米島町管理漁港内の放置艇処理については、国庫補助事業の活用を含め支援策の検討を進めてまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:村づくり計画課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 20</p> <p>畑地かんがい施設の再整備について (久米島町)</p> <p>【継続】</p>	<p>仲里中部地区の畑地かんがい施設(管路・スプリンクラー等)の整備をしていただきたい。</p>	<p>仲里中部地区の畑地かんがい施設は、昭和52年から昭和62年にかけて県営かんがい排水事業で整備されているが、完了から30年以上経過していることもあり、管路・スプリンクラーの破損が多く発生し、農業用水の安定供給に支障をきたしている。</p> <p>また、漏水による路面陥没や管路補修期間の道路通行止めなど社会に与える影響や、施設の管理主体である仲里土地改良区の維持管理に要する労力や費用負担等が多大である。</p> <p>よって、農業用水の安定供給のための施設整備が必要である。</p>	<p>仲里中部におきましては、管路、スプリンクラー等の老朽化対策について、現在、久米島町と事業化に向けて、検討を行っているところであります。</p> <p>県としましては、引き続き、久米島町及び仲里土地改良区と連携して、事業化に向けた取組を推進してまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:村づくり計画課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 21</p> <p style="text-align: center;">タイ原池の整備について (久米島町)</p> <p>【継続】</p>	<p style="text-align: center;">タイ原池及び流域を整備していただきたい</p>	<p>タイ原池の整備については、儀間川総合開発事業で整備予定であったが、平成24年に事業の中止が決定され、その後、未整備の状況である。そのため施設の老朽化等により堤体の間知ブロックが倒壊し、貯水ができない状況となっており、農業用水の安定供給に支障をきたし、さらには堤体決壊による災害も想定される。</p> <p>また、降雨時に発生する洪水で周辺農地が被害を受けているため、二級河川である謝名堂川の改修も含めて、県関係部局と連携を図り、タイ原池及び流域の整備を図る必要がある。</p>	<p>タイ原池については、復帰以前に築造され、昭和54年度から58年度にかけて県営ため池等整備事業により改修されているものの、施設老朽化が進行しており、令和2年度に防災重点農業用ため池として指定したところです。</p> <p>県としましては、タイ原池の防災減災対策に向けて、久米島町と連携して取り組んでまいります。</p>

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:村づくり計画課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 22</p> <p>水源地(池)の保全について (南大東村)</p> <p>【継続】</p>	<p>農業用水の水源地である池の保全・清掃をしていただきたい。</p>	<p>南大東村は、基幹作物のサトウキビの高品質と生産の向上を図ることを目的に、平成13年度より農業生産総合対策事業・強い農業づくり交付金事業にて、設置型農業タンクを7地区に設置して灌水に努めてきたところである。</p> <p>このことによって、夏場における慢性的な干ばつ被害の減少や降雨に関係なく、サトウキビの植え付けが可能となり、発芽が良くなるなど生産が向上し、事業効果が現れている。</p> <p>しかしながら、設置型農業用タンクの水源は、島の中央部にある自然の池であるが、池の水量が限られているほか、長い間に水草や雑草が繁茂して、それがヘドロ状に堆積して水深が浅くなったため水質が悪化し、水源地・貯水池の機能が薄れつつある。</p> <p>よって、農業用水確保のため、水源地・貯水池として池の保全・清掃等を事業化し、対応を行うことが必要である。</p>	<p>県では、南大東島の農業用水源として、自然の池を安定的に活用することが難しいことから、これまで畑地帯集水利用の貯水池を整備してきたところであります。</p> <p>畑地帯集水利用の貯水池は、用地の確保や高い建設費等のため、完成まで時間を要していることから、早期の水源確保のため、これまでの畑地帯集水利用に加え、自然の池の活用を含めた検討を行っているところであります。</p> <p>農業用施設として整備された水路等において、多面的機能支払交付金における活動計画書に位置づけることにより、浚渫等の機能保全を図ることが可能となっております。</p>

令和 7 年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:営農支援課、糖業農産課)

令和 7 年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 23</p> <p style="text-align: center;">病害虫防除について (南大東村)</p> <p style="text-align: center;">【継続】</p>	<p>(1) 環境にやさしい生物を用いたカンシャコバネナガカメムシ(ガイダー)の防除を確立していただきたい。</p> <p>(2) これまでの事業効果をあげてきたオキナワカンシャクシコメツキの交信攪乱事業を継続していただきたい。</p>	<p>南大東村では、カンシャコバネナガカメムシ(ガイダー)を化学農薬で防除しているが、依然として地域全域において発生が激しく対策に苦慮している。</p> <p>防除は通常年に1回であるが、本村では2回以上防除を行う農家も少なくないことから、サトウキビの生産振興や島の美しい環境を保護する観点からも減農薬防除が求められており、環境にやさしい生物を用いたカンシャコバネナガカメムシ(ガイダー)の防除の確立を図る必要がある。</p> <p>南大東村は、サトウキビ作農業を基幹産業とし、農家一戸あたりの経営規模も約8haと大型機械化一貫体系が確立されている一方、島全体が鳥獣保護区に指定されていることから、サトウキビ生産において、農薬使用の低減が求められている。</p> <p>病害虫オキナワカンシャクシコメツキについては、平成12年度から合成性フェロモンを利用した交信攪乱が効果を現し、被害が軽減されていることから、引</p>	<p>(1) 【営農支援課】</p> <p>カンシャコバネナガカメムシの防除については、過去に、農業研究センターにおいて、天敵である卵寄生蜂(カンシャコバネカメムシタマゴバチ)による防除試験を実施したところでありますが、十分な防除効果が得られなかったことから、現時点では、天敵による防除は難しい状況であります。</p> <p>このため、県としては、カンシャコバネナガカメムシに防除効果の高い農薬の登録に向けた取り組みを行ってきたところであり、現在26剤に登録適用されております。</p> <p>引き続き、環境にやさしいさとうきびの病害虫防除について検討してまいります。</p> <p>(2) 【糖業農産課】</p> <p>オキナワカンシャクシコメツキの防除については、薬剤防除を基本として、フェロモン剤を利用した交信かく乱法との併用がより効果的であると考えております。そのため、同村において国の「さとうきび生産性向上緊急支策事業」を活用し、フェロモン剤やベイト剤等の薬剤購入支援を実施しております。</p> <p>県としましては、引き続き、国に対し同事業の継続について要望してまいります。</p>

	<p>(3) イネヨトウの交信攪乱事業を継続していただきたい。</p>	<p>引き続き、環境にやさしい合成性フェロモンを利用したフェロモンチューブを設置し、地域全体で交信攪乱法による共同防除体系を確立することにより、サトウキビの生産性の向上を図る必要がある。</p> <p>南大東村は、サトウキビ作農業を基幹産業とし、農家一戸あたりの経営規模も約8haと大型機械化一貫体系が確立されている一方、島全体が鳥獣保護区に指定されていることから、サトウキビ生産において、農薬使用の低減が求められている。</p> <p>近年、病害虫イネヨトウによる被害が大きくなっており、また、従来の薬剤防除だけでは困難になりつつあるため、オキナワカンシャクシコメツキと同様に合成性フェロモンを利用した交信攪乱が効果を現し、被害が軽減されていることから、引き続き、環境にやさしい合成性フェロモンを利用したフェロモンチューブを同時設置し、交信攪乱法による新防除体系を確立することにより、サトウキビの生産性の向上を図る必要がある。</p>	<p>(3) 【糖業農産課】</p> <p>イネヨトウの防除については、薬剤防除を基本として、フェロモン剤を利用した交信かく乱法との併用による防除がより効果的であると考えております。</p> <p>そのため、「さとうきび増産基金（セーフティネット基金事業）」により、フェロモン剤や薬剤購入支援を実施しております。</p>
--	-------------------------------------	--	--

令和7年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名:村づくり計画課)

令和7年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 24</p> <p style="text-align: center;">貯水池間のパイプライン整備について (北大東村)</p> <p>【継続】</p>	<p>既に整備された23箇所の貯水池間をパイプラインで接合し、農業用水不足が生じている地区へ送水管を整備していただきたい。</p>	<p>本村の畑かん整備は、県営と団体営で整備を進め、令和6年繰越で村全体が整備される見通しであり、今後は計画的な営農経営が可能となる。</p> <p>本村においては6つの水利組合をひとつに統合し、運営を行う予定であるが、組合統合にあたり、各地区での集水率が異なることから、貯水池の貯水量が地区により差が生じている。</p> <p>このような状況から、農家が平等に農業用水を使用できるよう貯水池間のパイプライン整備が必要である。</p>	<p>貯水池間のパイプライン整備を実施するためには、各貯水池の現状の課題等を調査し、それを解消するために広範な手法等を検討する必要があると考えます。</p> <p>県としましては、貯水池間のパイプライン整備について、各手法の検討結果等を踏まえたうえで、北大東村と調整してまいります。</p>